

審査基準

年 月 日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の10第3項
処分の概要：練習資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、同第9条の10第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、同第70条（練習資格認定証の書換え又は再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間： 3日以内（書換えにあつては1日以内）で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申請先：
問い合わせ先：
備考：